

新	旧	備考
<p>海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00039</p> <p>沿革 (略)</p> <p><u>平成28年3月9日 一部改正</u></p>	<p>海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00039</p> <p>沿革 (略)</p>	
<p>第1条～ 第10条 (略)</p>	<p>第1条～ 第10条 (略)</p>	
<p>(保険料算定における期間計算の取扱い)</p> <p>第11条 保険契約締結日が第1回の資金貸付を行った日(以下この条において「貸付実行日」という。)の翌日以降となる場合の保険料率等規程Ⅱ [10] 1(3)の規定の適用に当たっては、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 保険契約締結日が最後の貸付実行日の前日以前の場合は、保険契約締結日の翌日以降の貸付実行回数に1を加えた回数を「n」とし、保険契約締結日を「第1回貸出日」とし、保険契約締結日までの貸付実行額の累計額を「第1回目の貸出元本」としてWADを算出する。</p> <p>二 保険契約締結日が最後の貸付実行日以降となる場合は、「貸出期間」を0とし、保険契約締結日を「起算点」としてWARを算出する。</p> <p>2 最後の貸付実行日が第1回の償還期限以降となる場合の保険料率等規程Ⅱ [10] 1(3)の規定の適用に当たっては、第1回の償還期限の前日を「起算点」としてWAD及びWARを算出する。なお、WADの算出に当たっては、第1回の償還期限の前日以前の貸付実行回数を「n」とする。</p>	<p>(保険料算定における期間計算の取扱い)</p> <p>第11条 保険契約締結日が第1回の資金貸付を行った日(以下この条において「貸付実行日」という。)の翌日以降となる場合の保険料率等規程Ⅱ [9] 1(3)の規定の適用に当たっては、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 保険契約締結日が最後の貸付実行日の前日以前の場合は、保険契約締結日の翌日以降の貸付実行回数に1を加えた回数を「n」とし、保険契約締結日を「第1回貸出日」とし、保険契約締結日までの貸付実行額の累計額を「第1回目の貸出元本」としてWADを算出する。</p> <p>二 保険契約締結日が最後の貸付実行日以降となる場合は、「貸出期間」を0とし、保険契約締結日を「起算点」としてWARを算出する。</p> <p>2 最後の貸付実行日が第1回の償還期限以降となる場合の保険料率等規程Ⅱ [9] 1(3)の規定の適用に当たっては、第1回の償還期限の前日を「起算点」としてWAD及びWARを算出する。なお、<u>第1回の償還期限以降の貸付実行回数が2以上となる場合のWADの算出に当たっては、第1回の償還期限の前々日以前の貸付実行回数に1を加えた回数を「n」とする。</u></p>	
<p>第12条～ 第19条 (略)</p>	<p>第12条～ 第19条 (略)</p>	

新	旧	備考
<p><u>(担保権の設定)</u> <u>第 20 条 約款 (貸付金債権等) 第 36 条第 1 項、約款 (保証債務) 第 34 条第 1 項、資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について (平成 19 年 3 月 22 日 07 - 制度 - 00012) 別添 2 第 2 章第 11 条若しくは第 3 章第 11 条又は劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について (平成 19 年 6 月 21 日 07 - 制度 - 00026) 別添 1 第 1 章第 11 条若しくは第 2 章第 11 条における「質権又は譲渡担保を設定しようとするとき」とは、予め当該担保権設定に係る予約契約 (担保権設定者の意思によらず当該担保権が設定されるものに限る。) が締結される場合にあつては、当該予約契約を締結しようとするときをいうものとする。</u></p>		
<p><u>第 21 条 (略)</u></p>	<p><u>第 20 条 (略)</u></p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成28年 4 月 1 日から実施する。</u></p>		